



様式第1号 (第5条関係)

宮管第223号1
令和2年11月10日

公益社団法人 全日本不動産協会宮崎県本部
本部長 小田原 義征 殿

宮崎市長 戸敷 正



市有地売却媒介依頼書

宮崎市有地の売却に係る媒介について、宮崎市有地売却の媒介に関する協定書第5条第1項の規定に基づき次のとおり依頼します。

1 媒介依頼市有地

| 物件番号 | 所在 | 種別 (土地/建物) | 地積 (㎡) | 売却価格 (円) | 備考 |
|------|--|---------------|-----------|------------|----|
| 23 | 宮崎市下北方町戸林 5237 番 5 | 宅地 | 165.04 | 5,100,000 | |
| 24 | 宮崎市大字島之内字唐池 9883 番 6、 9885 番 4、9885 番 5 | 雑種地 | 計 529 | 16,135,000 | |
| 27 | 宮崎市高岡町五町字中村馬場 271 番 3 | 宅地 | 670.76 | 11,135,000 | |
| 28 | 宮崎市佐土原町上田島字今坂 1205 番 32 | 宅地 | 432.37 | 4,108,000 | |
| 29 | 宮崎市佐土原町下田島字蓑崎 21559 番 4、 21559 番 7 | 雑種地 | 計 941 | 8,544,000 | |

2 添付資料

「宮崎市からの案内」

<文書取扱>

総務部 管財課 財産活用係

TEL: 21-1724 FAX: 27-1012

宮崎市からの案内

現在、本市では、一般競争入札において落札に至らなかった以下の市有地について、先着順により随時販売の申込み受付を行っております。

つきましては、本市と公益社団法人全日本不動産協会宮崎県本部が平成31年3月に締結した“宮崎市有地売却の媒介に関する協定書”に基づき、売却の媒介を依頼するものです。

なお、当協会の会員事業者の媒介により、市有地の購入希望者と市の間で売買契約が成立し、所定の手続きが完了した場合は、本市が会員事業者に対し、協定書に定めた基準により手数料をお支払いいたします。

1 随時販売の申込み受付を行っている物件（媒介依頼分）

| 物件番号 | 所在地 | 地目 | 地積 | 売却価格 | 媒介手数料 | 用途地域 |
|------|---|-----|---------|-------------|----------|--|
| 23 | 宮崎市下北方町戸林 5237番5 | 宅地 | 165.04㎡ | 5,100,000円 | 153,000円 | 第二種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% |
| 24 | 宮崎市大字島之内字唐池 9883番6、9885 番4、9885番5 | 雑種地 | 計529㎡ | 16,135,000円 | 453,000円 | 第一種低層住居 専用地域 建ぺい率60% 容積率100% |
| 27 | 宮崎市高岡町五町字中村 馬場271番3 | 宅地 | 670.76㎡ | 11,135,000円 | 328,000円 | 第二種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% |
| 28 | 宮崎市佐土原町上田島字 今坂1205番32 | 宅地 | 432.37㎡ | 4,108,000円 | 123,000円 | 第一種低層住居 専用地域 建ぺい率50% 容積率100% |
| 29 | 宮崎市佐土原町下田島字 養崎21559番4、 21559番7 | 雑種地 | 計941㎡ | 8,544,000円 | 256,000円 | 第一種中高層住 居専用地域 建ぺい率60% 容積率150% |

媒介手数料について

「宮崎市有地売却の媒介に関する協定書」に基づき、手数料の額を次のとおり定めています。

| 市有地の売却価格 | 手数料額の割合 |
|------------------|-----------|
| 1千万円以下の部分 | 1,000分の30 |
| 1千万円を超え5千万円以下の部分 | 1,000分の25 |
| 5千万円を超える部分 | 1,000分の20 |

市有地売却の媒介に関して媒介業者に支払う手数料の額は、売却地の売却価格を「市有地の売却価格」の欄に掲げる金額ごとに区分し、それぞれの金額に「手数料額の割合」の欄に掲げる割合を乗じて得た額を合計したものです。

なお、この金額には消費税及び地方消費税に係る税率に相当する率を含むものとし、1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとします。

<文書取扱>

総務部 管財課 財産活用係

TEL: 21-1724 FAX: 27-1012